

## 福岡地方裁判所委員会（第43回）議事概要

### 1 開催日時

平成28年10月7日（金）午後3時00分から午後4時35分まで

### 2 場所

福岡地方裁判所小会議室

### 3 出席者

（委員）

木村元昭委員長，志村英生副委員長，石山恵美子委員，大場信恵委員，貝阿彌千絵子委員，川北哲義委員，小林康夫委員，竹島史浩委員，田中利美委員，中牟田博章委員，宮崎優介委員，森村純子委員（委員長・副委員長以外の委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

平田和寛事務局長，高津佐邦弘民事首席書記官，杉浦宏明刑事首席書記官

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

吉岡誠総務課長，松尾知己総務課課長補佐，安部誠総務課課長補佐

### 4 議事（□：委員長，△：副委員長，○：学識経験者委員，◎：法曹委員，◇：裁判所）

#### （1） 「裁判所における広報活動について」

（吉岡誠総務課長から，裁判所における広報活動について説明した上で，意見交換を行った。）

○ 今のところ裁判所が実施している広報行事というのは，平日が主ではないかと思う。職員の負担や庁舎管理上の問題等もあって平日でないとなかなか難しいのかもしれないが，今は共働きの家庭も多いので，例えば保護者同伴の行事などわざわざ平日に休みを取って行くかどうかという話になる。参加者を増やしたいのであれば，土日や祝日での実施も検討してよいのではないか。

○ 平日だと，参加しやすいのは仕事を引退した高齢者が中心になる。裁判所

としてどの層をターゲットにするかという問題でもあり，子どもの参加を考  
えるのであれば，できれば土日祝を検討していただきたい。

家裁では平日の夕方に行事を開催していた記憶もある。平日でないと難し  
いということなら，遅い時間から始めるというのも一つの方法ではないか。

□ おっしゃるとおり，家裁ではナイトツアーと称して平日の午後6時から2  
時間程度，一般の方40人くらいに参加していただき，見学や説明会を実施  
している。

△ 例えば出前講座という形で，裁判所から来ていただいて話をさせていただく  
のもよいのではないかと思う。

病院にはよく出前講座の要望が来る。医師は日中に手術等もあるので調整  
が難しいが，実際やると，相手方から非常に喜ばれている。子どもを対象と  
する場合は，小学校とか特定の場所を決めて回ったほうが盛り上がる。例え  
ば大学の理学部の先生が小学校に実験器具を持って訪問したりして臨時教室  
を開くと，子どもの目も輝いているのがよく分かり，毎年お願いされている  
という話も聞いている。

場所を変えながらいろいろなところでやると影響も大きいのではないか。  
学校の先生の間でもアイデアを戦わせていたりするので，どこかの区でいい  
取組があると，他の区も聞きつけてお願いされるということもあると思う。

○ 子どもたちに法曹界ってこんなに面白い世界なんだと知ってもらうのが，  
将来のためにも大事だと思う。そのためのイベントが模擬裁判でよいのかど  
うか。例えば最近は子どもの科学離れも深刻になっており，大学でも土日に  
実験講座を開いたり，心理学の分野でも日曜日に高校生を対象にイベントを  
開いたりもしている。

こちらが手間暇かけないで何となく人を集めるのか，本気でPRして若い  
子ども達に法曹界に対する夢や希望を持ってもらうのか，考える必要がある。  
年1回でもいいので休日に開催すれば，子供たちが学校に帰ったときにその

話をして、私も行きたいという子どもが更に増えるのではないか。ところで、裁判所が開催するイベントのチラシは学校に配布しているのか。

- ◇ 子ども見学会のチラシは学校に配布していないと思われる。
- 私たちは教育委員会にお願いして学校にも配ったりしているのですが、例えば子ども見学会のチラシなどを学校にも配ってよいのではないかと。
- 小学生に限らず、大学生や高校生にも配ることを検討してよいかもしれない。
- ◎ 出前講座の関係であるが、確か東京か大阪では、裁判員裁判を担当した裁判官が外へ出て行って説明や講演をしていたと思う。大きな庁ではこのようなことをやっているようなので、福岡でもやってはどうかと思う。

裁判員裁判が始まるまでの2年間くらいは、裁判所もいろいろなところに走り回って宣伝活動をし、マスコミ、テレビ等でもそのような活動をしていることがよく報道されていたという記憶である。実際に制度が始まってしまうとそこまでやらないということなのかもしれないが、少なくとも東京や大阪は裁判官が出て行ってやっているようなので、福岡でもやるといいのではないかと。

裁判所が作成しているチラシやポスターであるが、どこに配布しているのかがよく分からない。区役所等に行ってもこのようなものが目に付いた記憶はない。例えば区役所等にどのようにお願いしているのか、お願いだけではなく、実際に区役所のどこに掲示したりその他のチラシと一緒にどのように棚に置いたりしているのかといったあたりまでチェックするのがよいと思う。

また、申し訳ないが、裁判所のウェブサイトは見えても全然面白くない。私は、仕事柄弁護士会の委員活動の関係で裁判所のウェブサイトを見ることがあるが、先ほど裁判所から説明があったように、まずは最高裁のホームページ、次に各地の裁判所、福岡高地裁と出てくるのだが、非常に分かりにくい。

福岡地家裁のホームページは無機質な感じがあり、どこに何があるのかが分かりにくい。今日説明していただいた総務課長は慣れているから、例えばこの委員会の議事概要を見るにはどこを開けばよいか分かるだろうが、普通の人は、ホームページから入っても、どこに何があるか分からないだろう。

裁判所の建物もそうだが、最高裁の中に専門の部署があって、そこで建物の設計等をしているようである。おそらくホームページも最高裁の中に作っている部署があるのではないかと思う。ホームページはいろんな人が利用するので、知りたい情報に行きつきやすいよう、広報に長けたところと協力して、おそらく金はかかるだろうが、改善していただければと思う。

- まず裁判員裁判の出前講義，説明会の件であるが，この点実情をご存じであれば紹介していただきたい。
  - ◎ 出前講義等は小倉支部では少なくとも最近実施していない。裁判員裁判を実際担当している裁判官は，裁判員裁判の期日が半年くらい先まで入っていることもあり，難しいかもしれないが，過去に裁判員裁判を経験したことがあり，今は担当していない裁判官ということであれば，本庁規模であれば可能かもしれない。
  - ◇ 実は，裁判官が学校に出向いて講義等をする企画を本庁で検討していたが，先ほど話が出たように，期日との関係で調整が難航し，実現できていない。引き継ぎ検討していきたい。
  - 最近は裁判員候補者の辞退率が上がっているというのも気になる。裁判員経験者のアンケートでは，90パーセント以上の方が，非常にいい経験又はいい経験だったという回答をしており，意識のギャップを埋めていく必要がある。スタッフが出向いて講義をするといったことも検討しているようなので，もうしばらく猶予をいただければと思う。
- 次に，ポスターやチラシ等を自治体にどのように配布しているかという点についてはいかがか。

- ◇ 各種自治体にお願いはしているが、具体的にどこに置いているか、どのように掲示しているか等まで十分に把握できていない。今回のご意見も参考に、今後はより突っ込んだ働きかけ等も検討したい。
- ウェブサイトがあまり面白くない、分かりにくいという意見について、工夫の余地があるかどうかという点はいかがか。
- ◇ 大きなフレームの部分は、委員が言われていたとおり、最高裁が決めているため修正が難しい。内容については、裁判員について子ども向けコーナーを作ったりして工夫もしているが、可能な部分について今回の委員のご意見も踏まえて、中身について見直しを検討していきたい。
- ◎ 申し上げたかったのは、サイトまで入っていきにくいというのと、ほしい情報がどこにあるのか分かりにくいということであり、逆にこれらが分かっている人からすると、裁判所のホームページというのは非常に役に立つものである。

例えば家庭裁判所のホームページであれば、ほぼ必要な書式とこのように書けばよいという見本とが掲載されている。その情報までたどり着けば、極端な話、普通の方でも弁護士に依頼しないで普通の申立て、例えば離婚とか相続とか後見がらみの申立てなどができるようになっており、その意味では親切である。簡易裁判所のホームページも同様で、ほしい書式等を見ることができし、ダウンロードして使うこともできる。

しかし、実際には自分のほしい情報に行きつくまでに頓挫している。どこに行ったらいいのか分からず、途中で終わっている人がほとんどではないかと思う。

そういう意味で、家庭裁判所にしろ簡易裁判所にしろ、昔に比べると非常に優しくなっているし、行き着くことができれば役に立ち、いいことはされている。ただ、その広報の仕方、ホームページの作り方が下手なので、何とかされたほうがいいですよということである。自分たちはこういうことをち

ちゃんとやっているんですよということが国民に分かるようにしないと、何もやっていないのと同じようにしか受け取られないので、自分たちがやっていることはきちんと説明されたほうがよいと思う。

- 裁判員制度が始まった以上は、将来裁判員になる可能性のある人がたくさんいるため、小学生であれ中学生であれ高校生であれ、何かしらピンポイントで対象を絞って出前講義等をされるのがよいと思う。今されているように広く参加者を募るというのも一つの手法ではあるが、例えば、特定の学校の特定のクラスの生徒に裁判所に来てもらってイベントをし、そのお返しに今度は裁判官等が学校に出向いて裁判員裁判に関する授業をした方が、子どもたちに裁判所を理解してもらい第一歩になるのではないか。

弁護士や検察官は時々ドラマや映画になったり、弁護士については毎日のようにテレビに出ているような方もいる一方、裁判官はベールに包まれている数少ない職業の一つではないかと思う。裁判官の安全等の問題もあり全てをさらけ出すのは難しいかもしれないが、裁判員という制度がある以上、何かしら裁判官の仕事を紹介する機会があってもいいのではと思う。

これだけ多くの職員が裁判所で働いていることを小さい子どもは知らないと思うし、画面に映る裁判官が裁判所の人だという認識ではないかと思う。そのあたりを上手に宣伝するためには、広すぎてもいけないし、何かしら狙いを絞った方が、結果的にいい方向につながっていくのではないかと思う。

- 確かに裁判官が主人公のドラマというのはなかなかなく、以前「ジャッジ」というドラマがあり評判も良かった。ただ、「HERO」と違って、裁判官志望の人が増えたかというところでもないと思うが、また、何か同じようなドラマができるといいなと個人的には思っている。

また、裁判官に学校に出向いてほしいという点については、私ももうすぐ定年であり、OBでもよければ学校を回って説明をしたいと考えているところであり、少しでも子どもたちに裁判所のことを知ってもらえればと思って

いる。

- 仕事柄，裁判所のサイトで裁判所までの地図を出したり，成年後見のページを案内したりもするが，専門家でないと見つらいと感じる。メニューであったりFAQ的なものを作って，こういう情報がここにあるとか，こういうときはここを見てくださいというものがあると分かりやすい。

また，法の日週間のチラシもそうであるが，PDFのデータをスマホでダウンロードすることを考えると，写真ばかりで重たく，見た人はがっかりするのではないかと思う。今はスマホで見る人が多く，情報は多くなくてよいので，すっきり見やすいものの方が，より多くの人に見てもらえるのではないかと思う。

- 裁判員制度についてだけではなく，裁判所の仕組み，裁判所全体について，学生や子ども向けのコーナーがあってもいいのではないか。日銀とかではお金の仕組み，流れについての子ども向けのサイトがあったと思う。その裁判所版のようなものがあれば，子どもたちにとっても親しみやすいサイトの一つになるのではないかと思う。例えば学校でもそのサイトを教材として勉強できるようなものであると，なお親しみが沸くのではないか。

◇ 見学に来られた方用のDVD等は用意しているが，福岡地裁でウェブサイトに動画を載せたりということはしていない。

- 最高裁全体の枠組もあって，福岡だけでは難しいこともあると思うが，動画そのものを載せるというよりも，サイトの中の一つのコーナーのようなものを検討していただいてはどうかと思う。

◎ いろいろな裁判所のホームページを見ていると，どこもほとんど形が同じであり，おそらく最高裁で枠組を決めており，各裁判所の裁量でできる範囲は少ないのだろうと思われる。できる範囲が限られているのであれば，福岡の地裁委員会では，裁判所のホームページが面白くない，外部の意見を入れるなりして分かりやすいホームページにしたほうがよいという意見が大半を

占めていた、何とか考えてもらえないだろうかという意見を最高裁に上げておいていただいたほうがよいのではないかという気がしている。

- 子ども見学会用のDVDを学校に配るということは可能か。
- ◇ DVDを学校に貸し出すことは可能である。
- △ 何かイベントをやるときに、例えばテレビ局に対してこういうことをやりますと伝えたりはしているのか。
- ◇ テレビ局にも伝えて宣伝コーナーに職員が出ることもある。
- ◎ 検察庁では、ウェブについて全部を見たわけではないが、比較的各地検で自由に作っているという印象である。裁判所のページは裁判例を調べるのに手軽なのでよく使っている。ウェブサイトは一般的に言うと、使う人に対してあなたは何をしたいですかというような、相手の立場に立ったスタート部分を作るのがよいのではないか。

例えがよいか分からないが、国税の確定申告のページであれば、あなたはどのような人ですかから始まり、こういう人ならこっちというように、追っていくと自分の目的地に到達するようなリードをしていく流れがある。バナーもたくさんあって複雑になると見落とすので、何がしたいかをこちらからうかがって、入口まで来てもらう工夫が必要ではないかと思う。

裁判員裁判の広報については、私も10年くらい前に公民館とか小学校を回った記憶がある。私立の学校でドラマにあるような殺人事件をテーマに授業をしたときに、子供たちに意見を聞くと比較的大人たちと同じような感覚を持っているんだなと知ってこちらも勉強になった。その後に感想文もいただいて嬉しかった記憶もある。草の根ではないが、人を呼んでやるのもいいが、出かけて行って人を見ながらやるというのもいいのではないかと思う。

- 結局は中身が大事なのだと思う。子どもたちも巻き込むようなものがあると、目を輝かせて参加するし、アンケートでも面白かったという意見が多い。大学もかつてそうだったが、裁判所はこういうところですよというような外観

の写真や数字だけというお役所的な内容では子どもは興味を持たないので、ドラマチックで子どもたちの興味を引くような内容がいいのではないかと思います。

- ◎ 裁判所の広報というと、裁判所とはどういうところか、制度を正しく理解してもらうことが必要であると考えており、感受性の高い子どもたちに訴えかけていくことが大事だと思っている。実際裁判をやっていると先生が生徒を連れて傍聴していることが多い。裁判が終わって裁判官と生徒たちだけになったときに質問がないか聞くと、いろいろと興味を持って聞いてきてくれる。限られた資源の中でウェブサイトの改善なども考えていく必要があるが、このようにちょっとした傍聴の機会をとらえて子どもたちに伝えていくこともできることの一つではないかと感じた。

## (2) 次回委員会（第44回）の予定

### ア 日時

未定（追って指定）

- ◎ 以前は年5回地裁委員会を開催していた時期もあったと記憶している。年5回やってもらいたいとまでは言わないが、最低でも年3回は開催してもらいたい。
- 次回が来年の5月だと7か月後であり、少し先すぎるという印象である。来年の3月か4月くらいにしてはどうか。
- 私が前任者から引継を受けた時には年3回開催されていると聞いていた。裁判所からも年3回の開催であると聞いたことがある。
- ◎ 年2回では間が空きすぎてしまい、地裁委員会が形骸化してしまうおそれがある。他の委員が言われるように、最低限、年3回は開催してもらいたい。
- 以前年3回開催していたときに出席したことがあるが、特に出席率が悪いということもなかった印象であり、3回でも問題ないと思われる。
- 年度末、年度始めを避けて次回を来年5月ということで一応予定したが、

年3回開催してもらいたいという意見が複数の委員から出ているようであり、来年5月よりも早い時期に開催できるか、事務局において検討してもらうことにしたい。

◇ 次回委員会の日時については、別途調整させていただく。

イ テーマ

建築関係事件の付調停について

- 以前、テーマについて各委員の意見をうかがったところ、①外国人の裁判の現状（国際化する九州・福岡地区の問題点）、②裁判官の研修制度、専門領域、修練の仕組みなど（事例の変化に対応するには）、③裁判所の移転について（新庁舎問題）、④建築関係事件の付調停について、以上4点の意見が提出された。
- ◎ 庁舎の移転については、検察庁や弁護士会との関係では情報提供や議論する場があるが、国民から見た場合にはほぼ情報がない。役所としては利用者のことを考えているつもりでも実際はどうだろうということもある。例えば、福岡市の天神に公衆トイレができたときに、車いすが入れないという苦情が出て改修したり、盲導犬を連れて入るトイレも使い勝手が悪いという声が出て改修したという例もある。
- 裁判所の移転については、テーマとして取り上げることも検討しているが、次回ではお示しできる情報が少ないため時期としては早すぎると思われる。次々回であればお示しできる情報の範囲が少し広がるのではないかと考えている。
- ◎ 庁舎移転の関係は高裁が窓口になっているので、地裁が持っている情報が少ないという実情もあるかもしれないが、いずれはテーマとして取り上げてもらいたい。

また、外国人の裁判の現状というテーマも興味がある。観光で日本にやってきた外国人がいなくなったという事案もあるようであり、テーマとして取

り上げてみてもよいのではないか。

- 外国人の関係はつい最近も新聞記事に出ており、興味を引く内容ではあるが、裁判の現状という意味では、まだ事件が顕在化したり裁判が係属したりしている状況にもないため、もう少し実情が分かってからでないテーマとして取り上げるのは難しいのではないか。
- 建築関係事件の付調停は福岡地裁で始まった運用であり、他庁ではこのような運用はしておらず、先進的な取組と聞いている。
- 建築関係事件の付調停の運用については福岡地裁第6民事部で今年から始まったものであり、実際に運用してみた実情等を第6民事部から紹介してもらい、委員からご意見をいただくのがよいのではないかと考える。次回テーマは「建築関係事件の付調停について」とする。
- 裁判員についても地裁委員会で取り上げてはどうかと考えており、例えば裁判員経験者をゲストとして呼んで、意見交換するといったことができないだろうか。突っ込んだ話は聞けないであろうし、交渉も大変だと思うが、検討していただければと思う。

以 上